

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	21 都道府県	1 所掌	01 管轄	083013 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	7200001037535					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
その他の事業		株式会社リセントキャリア岐阜		(〒504 - 0945) 岐阜県各務原市那加日新町5丁目22番地 各務原Mストーカイビル		令和 7 年 10 月 1 日 ~ 令和 8 年 9 月 30 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
労働者派遣事業				電話 058 (322) 2056							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 製造・運搬業務全般	159人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 0 分	時間 分	45時間 0 分	時間 分	360時間 0 分	時間 分
		臨時の受注、納期の変更、生産計画の変更	[]								
		その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 営業・事務	7人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 0 分	時間 分	45時間 0 分	時間 分	360時間 0 分	時間 分
		お客様対応、労務管理、勤怠処理、書類・請求書作成	[]								
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 製造・運搬業務全般	1人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 0 分	時間 分	42時間 0 分	時間 分	320時間 0 分	時間 分	
	臨時の受注、納期の変更、生産計画の変更	[]									
			人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
			人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
			人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 製造・運搬業務全般	180人			1か月		0 時 23 時 0 分 59 分 8時間以内で個別に定める			
	臨時の受注、納期の変更、生産計画の変更	[]				4回					
	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 営業・事務	7人			1か月		8 時 17 時 30 分 30 分			
	お客様対応、労務管理、勤怠処理、書類・請求書作成	[]				4回		受付			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
令和 7 年 9 月 18 日
岐阜労働基準監督署 (チェックボックスにチェック)

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 10 月 1 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
その他（事由不明を含む。） 通常の生産量を大幅に超える業務の集中	分類不能の職業 製造・運搬業務全般	180 人	10 時間 0 分	時間 分	6 回	99 時間 0 分	時間 分	25 %	720 時間 0 分	時間 分	25 %
その他（事由不明を含む。） 大規模なクレームへの対応、通常の業務量を大幅に超える業務の集中	分類不能の職業 営業・事務	7 人	10 時間 0 分	時間 分	6 回	99 時間 0 分	時間 分	25 %	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表へ通告									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号） ☒ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☒ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☐ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他								（具体的内容） 対象労働者への医師による面接指導の実施。心と体の健康問題についての相談窓口を設置。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 9 月 17 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 副主任
氏 名 藤根 菜穂
立候補

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 挙手 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒

令和 7 年 9 月 18 日

使用者 職 名 代表取締役
氏 名 亀山 太志
岐阜労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 9 月 18 日
岐阜労働基準監督署